

令和4年度第1回 伊賀市空き家等対策協議会事項書

令和4年8月2日（火）午前10時から
市役所庁議室

1 開会

2 報告事項

①令和3年度空き家相談会の開催状況 資料1

②空き家問題に関する地域懇談会 資料2

③特定空家指導状況 資料3

④空き家活用テレワーク施設整備補助金事業 資料4

⑤おためし移住事業 資料5

3 協議事項

①空き家バンク事業の見直し検討 資料6

②令和4年度特定空家略式代執行計画 資料7

③地域懇談会の計画 資料8

4 その他

伊賀市空家等対策協議会について

伊賀市自治基本条例

(意思決定過程の情報共有)

第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

伊賀市情報公開条例

(会議の公開)

第35条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

審議会等の会議の公開に関する要綱

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、調停等（以下「審議等」という。）を行うために地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市長その他の執行機関に設置された附属機関及び附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、規則、要綱等により設置された審議会、協議会、委員会等（以下「審議会等」という。）とする。

(会議の公開)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開する。

(公開の方法等)

第7条 審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

- 3 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込又は抽選その他の方法によることができる。
- 4 審議会等の長は、公開する会議において会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を別に定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- 5 審議会等は、会議資料を傍聴者に配布又は閲覧に供するものとする。ただし、非公開情報が記載されているものを除く。
- 6 審議会等の長は、会議の一部を非公開とするときは、最初に公開する議題の審議等をし、その後に公開しない旨の決定に係る議題の審議等をする等傍聴者に配慮した議事運営に努めるものとする。

（会議録の作成）

第8条 審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、次の事項を記載した審議会等会議録（様式第2号。以下「会議録」という。）を会議終了後速やかに作成するものとする。

- (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時及び場所
 - (3) 出席者（委員及び事務局）
 - (4) 議題及び会議の公開又は非公開の別
 - (5) 会議を非公開（会議の一部非公開を含む。）とした場合は非公開の理由
 - (6) 傍聴者数（会議を公開又は一部非公開とした場合）
 - (7) 会議資料の名称
 - (8) 審議内容
 - (9) 前各号に定めるもののほか、審議会等の長が必要と認めた事項
- 2 前項第8号の審議内容は、当該会議における発言内容、審議過程等を市民が十分理解できるような形式とし、全文筆記又は要点筆記のいずれかによるものとする。

（会議録及び会議資料の公開）

第9条 審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、前条に基づき作成した会議録の写し及び当該会議の会議資料（当該会議録及び会議資料に非公開情報が記録されているときは、当該非公開情報に係る部分を除いたもの。以下「会議録等」という。）を、会議を開催した日からおおむね1月以内に秘書広報課長に送付するものとする。

- 2 秘書広報課長は、前項の規定により会議録等の送付を受けたときは、直ちに市ホームページに掲載するものとする。
- 3 審議会等を所管する課等は、会議録等を閲覧に供するものとする。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号)

(協議会)

- 第 7 条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例

(平成 28 年伊賀市条例第 27 号)

(空家等対策協議会)

- 第 14 条 市長は、この条例の施行のため必要な事項を調査及び審議するため、伊賀市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 3 協議会の委員は、法務、不動産、建築等に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認めるもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

伊賀市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(平成 28 年伊賀市規則第 72 号)

(協議会)

- 第 12 条 条例第 14 条の協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 第 13 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

- 第 14 条 協議会に、専門の事項を調査し、協議するための専門委員会を置くことができる。

伊賀市空家等対策協議会委員

敬称略

	所属	役職	氏名
1	三重大学大学院工学研究科建築学	教授	浅野 聡
2	一般社団法人 三重県建築士事務所協会	推薦会員	池澤 邦仁
3	公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会	伊賀支部 副支部長	西 昭彦
4	公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部	理事	前川 伸二
5	一般社団法人 三重県不動産鑑定士協会	副会長	鈴木 茂基
6	一般社団法人 三重県建設業協会伊賀支部	伊賀支部 副支部長	奥井 実
7	三重弁護士会	推薦弁護士	中川 大河
8	三重県土地家屋調査士会	伊賀支部長	中井 洸一
9	三重県司法書士会	代表	林 克至
10	上野商工会議所	副会頭	山本 禎昭
11	伊賀市商工会	副会長	古川 一司
12	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会	法人運営部長	田邊 寿
13	伊賀市	副市長	大森 秀俊

令和3年度第2回 ワンストップサポート空き家相談会実施結果

(1)相談員 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会
一般社団法人三重県建築士事務所協会、一般社団法人三重県不動産鑑定士協会
一般社団法人三重県建設業協会、三重県司法書士会
三重県土地家屋調査士会
空き家対策室 危険空家・空き家バンク

(2)相談日 令和4年2月26日(土)

(3)相談世帯数 **46世帯**

(4)主な相談内容 ・将来空き家になる予定。今から準備できることについて。
老人2人で住んでいるが相続する者がいない。
所有者が施設に入所した。
・危険空家や維持管理されていない空き家について
家屋・雨樋の破損により隣家に雨水侵入
雑草樹木繁茂、動物のすみか
樹木が繁茂し境界を越えて伸びている
隣家が自宅にもたれている
・売却について
維持管理費が嵩んできた。
補修箇所が多いが空き家バンクに登録できるか
売却したいができない場合どうなるのか
・相続について
売却したいが土地の所有者が亡くなった人のままになっている。



(5)アンケート結果

今回の相談会を何でお知りになりましたか？(複数回答有)	1 チラシ・ポスター	80.0%
	2 行政チャンネル	8.2%
	3 ホームページ	4.3%
	4 その他	6.5%
今回の相談会は参考になりましたか？	1 参考になった	93.0%
	2 あまり参考にならなかった	2.3%
	3 どちらともいえない	4.7%
相談時間はどうでしたか？	1 十分だった	81.4%
	2 短かった	0.0%
	3 どちらともいえない	18.6%
相談会の時期はよかったですか？	1 丁度よかった	81.0%
	2 悪かった	0.0%
	3 どちらともいえない	19.0%
いままでに空き家について、どなたかに相談したことはありますか？	2 ない	76.70%
	1 ある	23.30%

意見

・今まで一人で悩んでいたのがこのような場を設けて頂けたのが非常にありがたかったです。しかったです。

・現在いろいろ迷っている時期だったので、次のステップを教えていただけてよかった。

屋根が落ちているので解体しか考えていなかったが、部材を取ったり、リフォームして使用できるかもしれないと言ってくれたの

・適切にわかりやすくお話いただけてとても参考になりました。

地域と共に空き家問題を考える

～空き家をこれ以上増やさないために～



勉強会のテーマ

- ① 空き家を取り巻く状況
- ② 空き家の発生予防に向けて
- ③ 地区内の危険空き家の対策

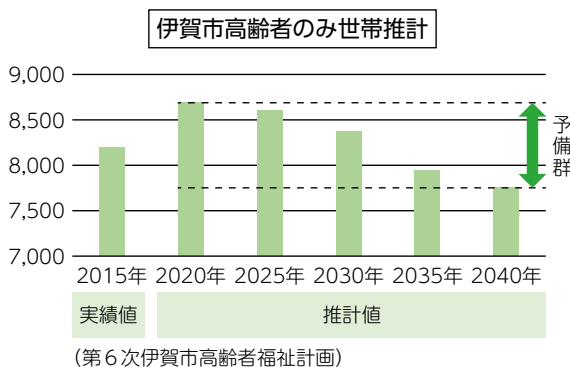
① 空き家を取り巻く状況

現在、市内の空き家数は約2100棟です。今後、高齢者のみ世帯が10年で約1000世帯減少することから、さらに空き家が増えることが予想されます。

空き家の増加が社会問題となっていますが、市内でも人口減少に合わせて急速に空き家が増えていくことが予想されています。

空き家の管理は所有者の義務です。しかし、所有者のみの問題とするのではなく、「身近な地域の問題」として、地域住民と市が連携して問題を解決できる仕組みをつくることが重要です。

今回、猪田地区住民自治協議会をモデル地区として、空き家問題に関する勉強会を行いましたので紹介します。



◆ 空き家になった理由

空き家の所有者へのアンケート調査では、空き家になった(住まなくなった)理由として、約7割が、住んでいた人が死亡した、入院や施設入所したきっかけで空き家になったと回答しています。

また、今後の活用方法について尋ねたところ、検討している・決まっていない、わからないと回答した人が8割以上となり、今後の活用方法が決まっていなことが分かりました。

② 空き家の発生予防に向けて

空き家を増やさないために、地域でできることなどについて話し合いました。

【取り組み例】

◆ 家族、親族で話し合いをする

今住んでいる家が空き家になった場合の活用方法について、早い段階から話し合いをする。

◆ 家財の片付けをする

空き家の活用が進まない理由に、家財やごみが多く残されていることがあるため、家財などの片付けを計画的に行う。

◆ 登記簿の確認をする

登記が現状と合っていないと活用や売却ができない場合があるので、法務局で家や土地の登記がどうなっているか確認する。



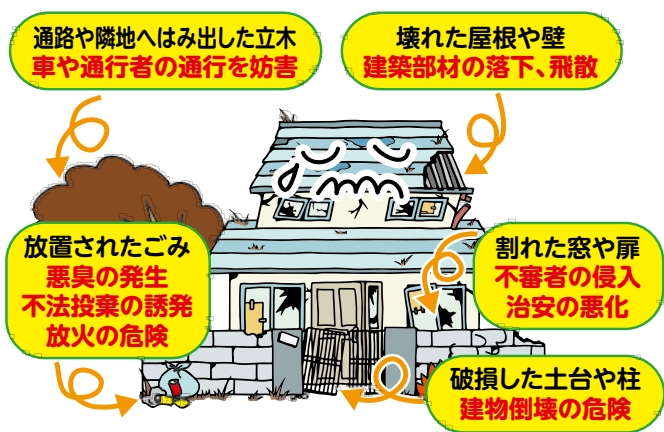
③ 地区内の危険空き家の対策

猪田地区住民自治協議会が行った地区内の空き家調査の結果、約60件の空き家があり、そのうち3割程度は、草が伸びたり瓦が落ちたりするなど適正な管理が行われておらず、地域に影響を及ぼしている危険空き家であることがわかりました。

所有者が空き家を管理できない場合、地元地区が有償で草刈りなどの管理を代行し、環境を保全している事例なども紹介されました。

市では、法に基づき所有者調査や助言・指導を行っています。所有者の特定に時間を要したり、経済的理由などで改善に至らないケースが増えています。

空き家が永年放置されると改善が進みにくいことから、空き家になる前の段階から、所有者が活用方法や売却などの方向性をしっかり考えることが大切です。



適正管理が行われない空き家は地域にさまざまな影響を及ぼします

— 出前講座を行っています —

空き家対策室では、地域の皆さんと一緒に解決策を考えていきます。地域で出前講座の開催を希望される場合はお気軽にご相談ください。

ワンストップ空き家相談会

毎回好評！
申込不要

市では、空き家に関するさまざまな相談をワンストップで対応できる空き家相談会を開催します。

【とき】 7月30日(土) 午後1時～4時
(受付：午後0時30分～3時30分まで)

【ところ】 本庁舎 1階市民スペース

【内容】 空き家に関する相談全般（売買・管理、相続・贈与の名義変更、成年後見、土地の境界確定、建築物の耐震・リフォーム、不動産鑑定、資産活用、空き家の除却、空き家バンク制度など）

【相談例】

○ 空き家になり数年経つが、草刈りや掃除など管理が大変なため売却するか取り壊すか迷っている。



○ 地区内の空き家が管理されておらず、草が道に伸び、通学路に壁材などが落ちてきそうで困っている。
○ 将来空き家になったときに売却しやすくするため、リフォームや耐震のことについて聞きたい。

【相談員】

宅地建物取引士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・建築士や建設業の専門家、市職員

【問い合わせ】 空き家対策室
TEL 22・9676
FAX 22・9736
✉ akijya@city.iga.lg.jp



令和３年度 特定空家等の指導 及び 除却補助金交付状況について

１．特定空家等の指導等件数

助 言	55 件
指 導	43 件
計	98 件

【現 状】

毎年、空き家に対して周辺住民や地区等から様々な空き家に対する相談、要望が増加している傾向がある。約半数以上が草木の繁茂することで周辺環境に影響を及ぼしている事による苦情や相談が多く見受けられる。

また、既に把握している空き家で、過去に助言、指導を行った空き家に対しても、繁茂する時期になると再度、相談や苦情を受ける事もあり、継続して助言・指導を行っている事例が多い。

2. 除却補助金交付実績報告

◎空き家再生推進事業補助金

内 容	空き家を除去し、ポケットパークなどの憩いの場や収益性を求めない地域住民や観光客などが利用できる駐車場を設ける工事に対する補助金	
補助金額	上限 100 万円	補助率 4/5
令和 3 年度実績	1 件 980,000 円	
工事費	1,225,400 円	
除却後の利用目的	ポケットパーク及び駐車場	

改善例 ①

所在地 伊賀市中馬野

除却前



除却後



現 状



◎空家等除却費補助金

内 容	特定空家の除却に要する経費の一部を助成する補助金
補助金額	上限 50 万円 （住民税非課税世帯は上限 100 万円） 補助率 1/3
令和 3 年度実績	9 件 5,175,000 円
平均除却工事費	2,192,000 円
補助金交付額	370,000 ～ 1,000,000 円

改善例 ① （長屋）

所在地 上野紺屋町

除却前



除却後



改善例 ② (戸建て住宅)	所在地 治田
---------------	--------

除却前



除却後



改善例 ③ (戸建て住宅)	所在地 千貝
---------------	--------

除却前



除却後



令和 4 年度 相続財産管理人申立て 経過報告 【上野車坂町】

(1) 対象となる特定空家等

所在地 三重県伊賀市上野車坂町 750 番地 4



特定空家等の状況



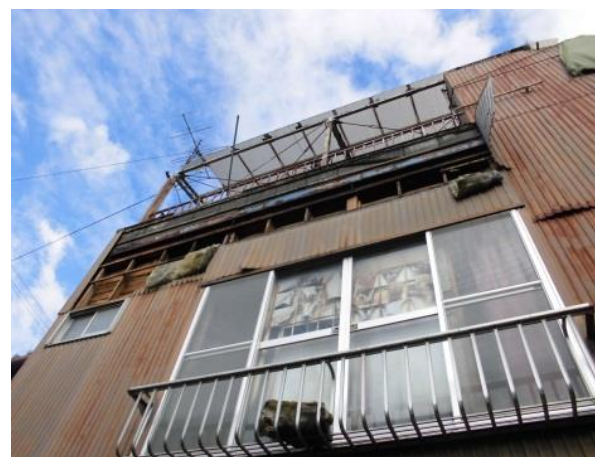
南側前面道路より撮影



西側隣地通報者宅より撮影



西側外壁仕上げ材剥離状況



西側外壁仕上げ材剥離状況

解体後の状況



南側前面道路より撮影



北側前面道路より撮影

(2) 建物概要

土地面積 109.02 m²

建物面積 190.83 m² 木造一部鉄骨造 地上2階建て（略式代執行済）

(3) 工期

令和3年11月18日 ～ 令和4年2月28日

(4) 請負金額

4,697,000 円

(5) 施工業者

株式会社 ヤマゼン解体工事

(6) その他

動産類処分委託契約 / 有限会社上野清掃社 / 契約金額 544,500 円

代執行費用回収スケジュール

日付	事項
R 4. 2. 28.	略式代執行終了
R 4. 3. 22. R 4. 5. 10.	相続財産管理制度申立て 相続財産管理人選任の審判／選任の公告 （相続財産管理人）楠井法律事務所 弁護士 西澤 博 ・相続財産の管理（不動産売却を民間会社に委託） ・相続権者・受遺者に対する請求申出の公告（2ヶ月） ・相続人搜索の公告（6ヶ月） ・権限外許可（財産処分の申し立て） 相続財産管理人管理業務終了

伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業

新型コロナウイルス感染の拡大を契機に、テレワークなど多様な働き方が広がっており、地方への新たな人に流れを創出し、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市内の空き家・空き店舗等を活用したテレワーク施設を設置、運営する法人又は個人事業主に対し、環境整備等に必要経費の一部について、予算の範囲内で、伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金を交付する。

【補助対象事業】

施設整備事業（補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額とし、2,000万円を上限とする。）

区分	内容
施設整備費	対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境または機能を有する上で必要と認められる施設（例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレなど）を取得・整備に要する経費。 耐震補強工事に要する経費。
通信環境整備費	施設における Wi-Fi、LAN 環境の構築、光ファイバーの施設等に要する経費
什器・機器購入費	働く環境または機能を有する上で必要と認められる什器・機器に要する経費 例）机・椅子・パソコン・プリンタ・コピー機等

プロジェクト推進事業（補助対象経費の総額とし、200万円を上限とする。）

区分	内容
プロジェクト推進費	施設利用に向けてのホームページ、ポスター、チラシ等の作成等に係る経費 サテライトオフィス等開設に係るビジネスマッチング経費 施設利用に向けての説明会、PR のための出張旅費、試用期間に係る経費等

【事業スケジュール】

募集期間	令和4年7月11日（月）から9月9日（金）午後5時まで ＊郵送の場合は同日必着
審査日程	書類審査（9月中旬） 面接・プレゼンテーション（9月下旬）
補助事業期間	交付決定日 から 令和5年3月17日（金）
完了報告日	令和5年3月27日（月）
補助金支払	令和5年3月31日（金）



伊賀市おためし移住施設を利用した方に
助成金を交付します！

伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付についてのご案内

伊賀市への移住を検討中で、伊賀市が登録した「おためし移住施設」に宿泊した方を対象に、宿泊料及び体験プログラム利用料の一部を助成します。

★助成対象者

- ①伊賀市外住所を有する方
- ②当該おためし移住中又は当該おためし移住をした期間の初日から起算して過去90日以内において、伊賀市移住コンシェルジュによる移住相談（面接）を行った者又は一日移住体験ツアー「ぐるっと伊賀巡り」に参加した者
- ③世帯員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を持っている人がいないこと。

★助成対象経費及び助成金額

助成対象経費	助成金額（上限）
伊賀市おためし移住施設の宿泊料金 及び 移住体験プログラムの利用料金	助成対象経費の額の2分の1 （1人につき1泊当たり5,000円上限）

*1,000円未満の金額は切り捨てます。

*同行者（市外に住所を有する当該助成対象者の1親等の親族であって、当該補正対象者が移住するときは一緒に移住し、生活を共にすると見込まれる人）も同様に対象となります。

*毎年度ごとの一人当たりの助成金上限額は30,000円です。

★申請方法

おためし移住の終了の日から起算して30日以内に「伊賀市おためし移住施設利用促進助成金交付申請書兼請求書」と次の書類を添えて地域創生課までご提出ください。

- ①申請者及び同行者が市外に居住していることを証する書類
- ②助成対象経費の額及びその支払い完了を証類する書類
- ③誓約書兼同意書（様式第2号）
- ④上記3つのほか、市長が必要と認める書類

★お問合せ先

伊賀市役所企画振興部地域創生課
移住定住係 越村・上村
TEL 0595-22-9680
FAX 0595-22-9672
Email chisou@city.iga.lg.jp





伊賀市おためし移住施設を公募します！

伊賀市おためし移住施設登録制度のご案内

伊賀市への移住を検討中で宿泊される方に、移住に関する体験プログラムを提供する宿泊施設を、伊賀市おためし移住施設として市へ登録いただくと、市が登録証を交付するとともに、市のホームページ等で公開します。

★対象事業者

- ①旅館業法または住宅宿泊事業法による許認可を得て事業を実施している宿泊施設
- ②市内に所在する宿泊施設
- ③移住検討者に、移住に関する体験プログラム＊を提供できる宿泊施設
 - ＊体験プログラムの例
 - ・野菜等の収穫体験
 - ・収穫した野菜等を使っての料理体験
 - ・田植え体験、稲刈り体験
 - ・宿泊施設周辺地域のまち案内 等
- ④市の移住促進事業に協力できる宿泊施設

★登録までの流れ

- ①申請書類の提出
 - ・伊賀市おためし移住施設登録申請書
 - ・誓約書及び同意書
- ②審査
 - ・市職員が体験プログラム等について、書類審査及び現地確認・ヒアリング等を行います
- ③登録
 - ・審査の結果、登録施設と認められると登録証を交付します

★登録されたら

- ・「伊賀市おためし移住登録施設」の登録証を交付します
- ・登録施設として市ホームページ等で優先的にPRします
- ・移住相談者に対し、移住コンシェルジュが登録施設として推奨します

★募集期間

令和4年5月26日～ 随時

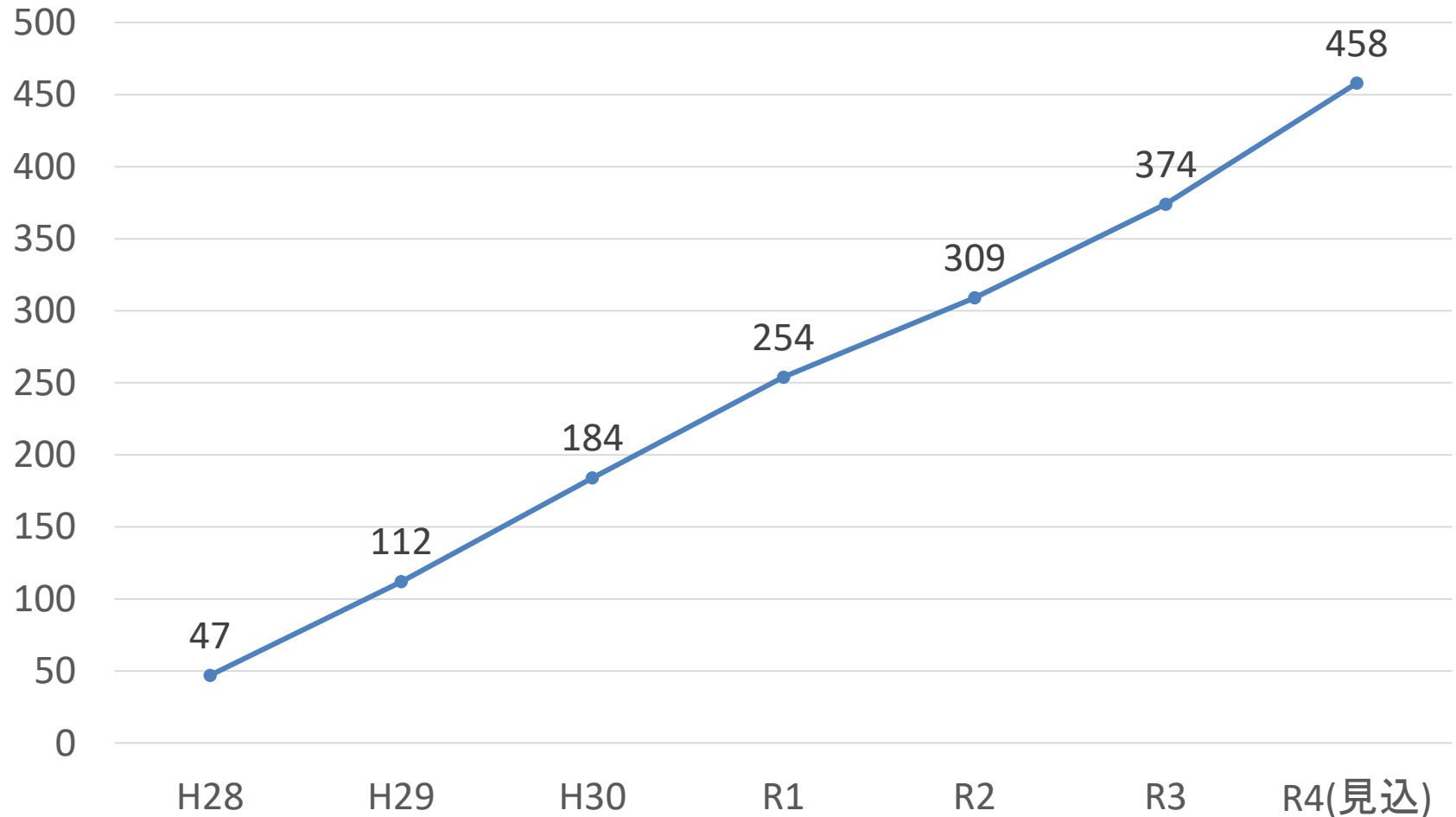
★お問合せ先

伊賀市役所企画振興部地域創生課
移住定住係 越村・上村
TEL 0595-22-9680
FAX 0595-22-9672
Email chisou@city.iga.lg.jp

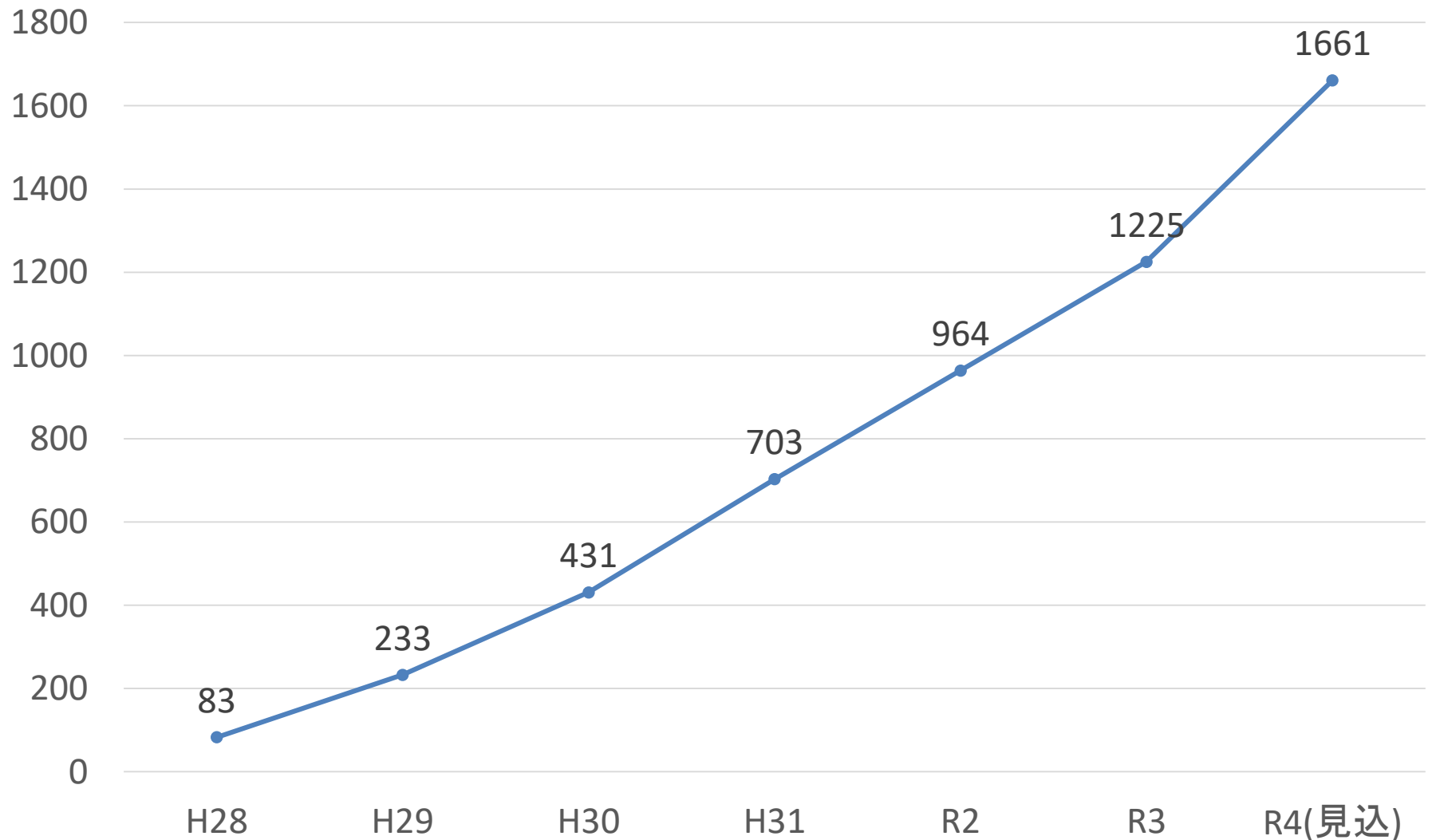


空き家バンク事業

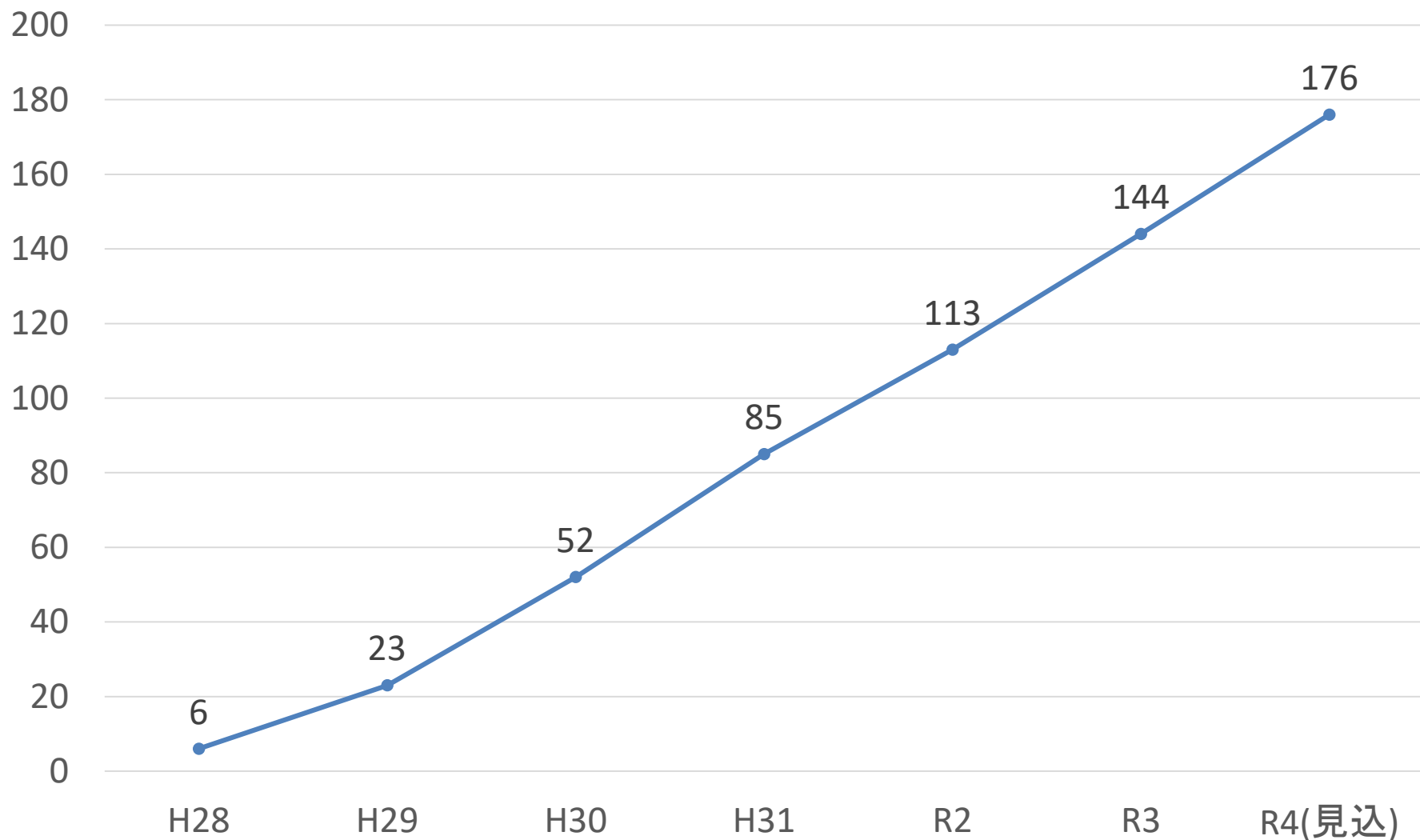
これまでの実績(延べ物件登録数)



これまでの実績(延べ利用登録数)



これまでの実績（成約件数）



空き家バンク制度に関する要綱の一部改正について (7/1～)

現行の要綱では利用者は個人のみで、法人利用や居住を目的としない購入は対象外だったが、利用者の多様なニーズに応えるため、地域活性化や公益性のある事業を目的とした場合の法人での利用や店舗等での利用ができるよう見直しを行った。

●改正前

利用者：個人のみ

利用目的：居住（兼店舗）

●改正後

利用者：個人、法人

利用目的：居住、店舗、事務所、寮・社宅 等

（※転売・転賃を目的とした利用は除く）

今後の課題①

●物件登録について

- ・所有者からの申請を待っている状態であり、今後どのように登録物件の掘り起こしを行っていくかが課題

⇒(案)固定資産税の通知書に手紙を同封する

今後の課題②

●内覧・交渉などについて

- ・交渉期間を2ヵ月としていたが、不動産事業者のスピード感と相違があり交渉期間を変更した

⇒(案)交渉期間を1ヵ月に変更

- ・交渉後、不動産事業者と利用者間のトラブルが発生している

⇒(案)内覧時から同行してもらい、利用者とコミュニケーションをとってもらう

今後の課題③

●利用登録について

・利用者登録者の過半数がセカンドライフのための住居を探して登録しているため、どのようにして若年層の取込みを行っていくかが課題

⇒(案)地域創生課(移住コンシェルジュ)と連携し、空き家と移住を組み合わせたイベントを行う

今後の課題④

●利用登録について

- ・利用者登録の登録業務に時間を費やしている。オンライン登録をできるように改善したいが、かかる経費と個人情報の取り扱いについてが課題

⇒(案)利用者登録を行わないと内覧ができないが、登録なしでも内覧可とする(交渉に入るタイミングで利用者登録を行う)

地域懇談会 今後の取組み(案)

①空き家の発生予防対策

■高齢者向けの空き家座談会の開催

(自分の家の将来について参加者で話し合う)

■移住者に来てもらいやすい環境づくりの検討

(区費、財産区、出合い、移住者交流会など)

■地域を離れる際の連絡先登録制度の創設 等

②危険空き家の対策

- 地域による空き家実態調査の実施
- 地域と市による調査結果の共有
- 対応優先順位の明確化と重点取組み物件の選定
- 重点取組み物件について市が優先して指導を行う。(確知調査⇒文書・訪問による重点指導)
- 地域が所有者を把握している場合、地域自らが接訪問等により改善依頼
- 地域による空き家管理代行制度の検討 等